

「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」  
最終報告書(案)の概要

平成20年5月30日

# 2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討(1)

項 目	ポ イ ン ト
<b>第1章</b> NHKの 衛星放送の 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの衛星放送は、当初の2チャンネルが、2000年(平成12年)のBSデジタル放送開始時におけるハイビジョン放送の取扱いの関係から3チャンネルに拡大。</li> <li>・ 「NHKの保有メディアが過剰とならない」ようにするという方針に基づき、BSアナログ放送終了後は、2を超えないことを前提に全体を見直すこととされていた。</li> <li>・ 2006年(平成18年)6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、「難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。」こととされた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見直しの背景(P5-P8)</li> </ul>
<b>第2章</b> NHKの 衛星放送の 保有チャン ネルの再編 成の類型と 検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NHKの衛星放送に対する評価(P8-P12)</li> <li>・ よく見る衛星放送チャンネルは、NHKのBS1とBS2が圧倒的。</li> <li>・ 945円の衛星付加受信料については「高い」、「やや高い」と感じている者が半数弱。</li> <li>・ NHKの衛星放送がBS1又はBS2のいずれか1チャンネルとなった場合、「視聴を継続」、「視聴をやめる」、「分からない」がほぼ同数。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再編成の類型(P13-P14)</li> <li>・ 再編成の類型については、再編成後のチャンネル数について「2を超えない」範囲でいくつとするのか、NHKの衛星放送の役割の一つである難視聴対策をどのように行うかといった観点から整理すると5類型。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討の視点1                      公共放送における衛星放送の位置付け(P15-P17)</li> <li>・ NHKの衛星放送は、開始当初より、「衛星放送の普及」という役割を担っていたことから、地上放送の難視聴対策番組に加えて、地上放送では放送されていない独自の番組も放送してきたところであり、諸外国の公共放送と相違。</li> <li>・ 他のメディアとの関係については、現時点で、衛星放送の果たしている役割について、インターネットを含めた有線IP網を活用した他のメディアによって、完全に代替することは困難。</li> <li>・ ただし、その関係は相対的なものであり、将来的には、技術の進展状況等メディアを取り巻く環境の変化が生じれば、公共放送における衛星放送の位置付けが変化していく可能性もあると考えられる。</li> </ul>

# 2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討(2)

項 目	ポ イ ン ト
<p>○検討の視点2 地上放送に係る 難視聴対策の在 り方(P18-P23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「衛星によるセーフティネット」の対象にアナログ難視聴世帯も加えるのであれば、有限稀少性のある衛星放送用周波数の有効活用を図る観点から、その実施期間中は、現在BS2により行っている難視聴対策については、廃止することが適当であると考えられる。</li> <li>・ 仮に難視聴対策を「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、それとは別に2チャンネルとした場合であっても、チャンネル数については、難視聴対策以外の部分は2.4chから2chに減少するものであり、実質的にNHKの保有チャンネル数を拡大することにはあたらないと考えられる。</li> <li>・ 「衛星によるセーフティネット」終了後の難視聴対策については、技術の進展や難視聴対策を必要とする世帯数・分布状況等を踏まえて、将来の適切な時期にあらためて検討を行うこととすることが合理的。</li> </ul>
<p>○検討の視点3 NHKの衛星放 送の目的及び役 割(P23-P26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来の「衛星放送の普及」、「難視聴解消」、「ハイビジョン放送の普及」のうち、「ハイビジョン放送の普及」については2011年(平成23年)以降独立した目的として掲げる必要はないと考えられる。「衛星放送の普及」については、慎重な検討を行うことが適当、「難視聴解消」については2011年(平成23年)以降に行う難視聴対策の在り方との関係も踏まえ検討。</li> <li>・ 「通信・放送の融合の開拓・先導」、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」といったNHKが提示した新たな2つの役割については、新しい方向性を打ち出したという点で概ね評価できるものと考えられるが、一層の明確化により国民視聴者の理解を深めることが求められる。</li> <li>・ その他、新たな放送技術の実用化の先導を行うことも考えられる。</li> </ul>
<p>○検討の視点4 標準画質(SD) からハイビジョ ン画質(HD)へ の移行(P26-P29)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2011年(平成23年)以降、衛星放送用周波数の有限性は残るものの、稀少性は大幅に緩和される見込みであり、HD化によるコスト増も大きなものではなく、NHKのみSD画質を継続する合理的な理由はない。</li> </ul>

# 2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討(3)

## 項 目

## ポ イ ント

○検討の視点5  
国民視聴者の経  
済的負担  
(P29-P36)

- ・ NHKのシミュレーションを前提とすれば、1チャンネル削減については、衛星付加受信料の引下げ可能額は、国民視聴者がメリットを実感できるレベルのものではなく、2チャンネル削減については、視聴可能な番組数が大幅に減少するといったデメリットが大きく、適切な選択肢ではないとの見方が大勢。
- ・ NHKにおいて、より現実的・具体的な番組編成に基づいて、あらためて精緻なコスト削減シミュレーションを行い、衛星付加受信料の引下げ可能額とあわせて国民視聴者に提示することが求められる。
- ・ 新たな衛星付加受信料体系等の検討が必要。

○検討の視点6  
民間衛星放送事  
業者との関係  
(P36-P39)

- ・ 2011年(平成23年)以降、BSデジタル衛星放送に使用可能な周波数が大幅に拡大するため、NHKの衛星放送チャンネル数を2としたとしても、民間放送事業者の参入機会を著しく損なうものとは言いえない。
- ・ 競争関係についても、依然衛星放送市場におけるNHKの存在感が相当大きく、そのチャンネル数を大幅に削減することは市場全体を縮小させるリスクもあると考えられる。

○検討の視点7  
コンテンツ制作  
分野との関係  
(P39-P42)

- ・ NHKの衛星放送チャンネルは、若手制作者の積極的な登用等、これまでも放送番組制作事業者を活性化させる取組みを行ってきた。
- ・ チャンネルそのものを「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」と位置付け、一層の門戸開放を推し進める方向性が示されたことは高く評価。その更なる具体化と先導的なモデルとしての牽引役を果たすことが求められる。
- ・ NHKの衛星放送チャンネルがこのような機能を果たすことが可能な形での再編成を行うことが適当。

# 2011年以降のNHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する検討(4)

項 目	ポ イ ン ト
	<p>○NHKの提案 (P43)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難視聴対策以外の番組で構成されるハイビジョン放送2チャンネル。</li> <li>・ 難視聴対策は、当面、「衛星によるセーフティネット」で措置することとし、その間は、現在、BS2で行っている難視聴対策は行わない。</li> <li>・ 新衛星第1チャンネルは、「報道分野に重点を置く総合放送」、新衛星第2チャンネルは、「教養・娯楽分野に重点を置く総合放送」。</li> <li>・ 新衛星第1チャンネルについては、「通信と放送の融合を開拓・先導」、新衛星第2チャンネルについては、「すぐれたコンテンツのプラットフォーム」の役割。</li> </ul>
<p>第3章 2011年以降のNHKの衛星放送チャンネルの在り方</p>	<p>○NHKの提案に対する評価 (P43-P45)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更なる検証が必要であるが、現時点でただちに合理性を欠くものではない。</li> <li>・ ただし、2チャンネルにすることについて、無条件に認められるものではなく、これが国民視聴者全体の利益になるものであることをNHK自身が説得力のある説明を行うことが必要。その際、供給サイドの観点からの「豊かで良い放送番組の提供」といったことに加えて、需要サイドの国民視聴者が、NHKの衛星放送がどのような役割を果たすことを求めているのかを十分踏まえる必要。</li> <li>・ 衛星付加受信料体系の在り方につき、国民視聴者が支払う料額に相当する利益を享受できているのかという観点から、より現実的・具体的な番組編成に基づいたコスト削減シミュレーションを行うなど、徹底的な検証を行うことが必要。</li> <li>・ NHKが衛星放送により果たす公共放送としての役割・責務が十分なものではない、あるいは他の手段で、より効率的に果たすことが可能となった場合には、あらためてその保有チャンネル数について見直すことが適当。</li> </ul>
	<p>○今後の進め方 (P46)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKにおいては、本年秋に策定を予定している「中長期経営計画」において、必要な波の数、チャンネルプランについて明確な方針を示すこととされおり、衛星放送のチャンネル数についても、研究会の基本的な考え方を踏まえて、NHK自身が提案した再編成案について、より一層の具体化を行うことが期待。</li> <li>・ 総務省においては、2011年(平成23年)以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務認定に関する制度整備案を策定するにあたり、より具体化されたNHKの方針や研究会の考え方を踏まえて、透明性の高い手続の中で、広く国民視聴者の意見が反映される形で作業を進めることが期待。</li> </ul>